

9	「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること	教育研究活動の成果としての、専攻分野に関連したボランティア活動等の社会的な高い評価等
---	-------------------------	---	--

外国人留学生に対する 授業料減免規程

第一条 この規程は、跡見学園女子大学及び跡見学園女子大学大学院に在学する外国人留学生に対し、経済的支援を行うことを目的として、授業料等の減免に関して必要な事項を定める。

第二条 本規程でいう外国人留学生とは、「外国人留学生に関する規程」に定める留学生をいう。

第三条 外国人留学生に対し、所定の修業年限内において、各学年の授業料の30%を減免することがある。ただし、特に必要と認める場合は、授業料の50%を減免することがある。

第四条 授業料の減免を希望する者は、次の各号の書類を、学生サポートセンター長に提出するものとする。

- 一 所定の願書
- 二 その他大学が提出を求めた書類

第五条 授業料の減免の対象者は、全学学生委員会で選考し、学長が決定する。

2 決定結果は、速やかに本人及び保証人に通知する。

第六条 外国人留学生のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、授業料の減免を行わない。

- 一 国費外国人留学生
- 二 外国政府の派遣する留学生
- 三 出席日数等の履修状況により、学業継続の意志がないと認められる者
- 四 学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる者
- 五 経済的に困難な状況と認められない者
- 六 病気等やむを得ない事由以外の事由で留年した者
- 七 休学中の者

第七条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則 この規程は、平成十六年四月一日より施

行する。

附 則 この規程は、平成十九年四月一日より改正施行する。

附 則 この規程は、平成三十年九月十九日より改正施行する。

附 則 この規程は、平成三十一年四月一日改正実施する。

その他の規程・内規

見学園女子大学大学院 人文科学研究科修士論文審査基準

(目的)

第一条 この基準は、跡見学園女子大学学位規程第九条第7項に基づき、跡見学園女子大学大学院人文科学研究科において修士論文の審査を行う際の基準を定めるものである。

(審査基準)

第二条 修士論文は、以下の各号に定める要件を具備したものとする。

- 一 視点、方法又は内容に独創性があること。
- 二 先行研究を正しくふまえていること。
- 三 論述の流れ、論理の展開、主旨が明快であること。
- 四 図表・グラフなどを含む場合、その作成、活用が適切であること。
- 五 資・史料、データの理解及び出典処理が適切であること。

(改廃)

第三条 この基準の改廃は、人文科学研究科委員会の議を経て、人文科学研究科長が行う。

附 則 この基準は、平成二十九年四月一日より施行する。

2 この基準は、平成二十八年度入学生より適用する。